

[事案 27-257] 契約無効請求

・平成 28 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、虚偽の説明があり、不適切な募集があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 5 月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 勧誘時、契約者の配偶者は、募集人から死亡保険金額が 500 万円の保険であると説明されたが、契約者の死亡後に契約内容を確認したところ、死亡保険金額は 50 万円であり、虚偽の説明であった。
- (2) 契約者の配偶者は、契約者の配偶者が契約者兼被保険者となって契約していた 1,000 万円の保険を、契約者と配偶者それぞれ 500 万円ずつに分ける手続を依頼したつもりだったが、募集人は 1,000 万円の保険を減額する手続を勝手に行き、それにもなう返戻金を本件契約の保険料の払込に充ててしまい、不適切な募集があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレット等を示しながら本件契約の契約内容について正しく説明をしており、虚偽の説明は行っていない。
- (2) 募集人は、契約者の配偶者から、1,000 万円の保険の死亡保険金額を減額する手続の委任を受けて手続を行ったが、契約者の配偶者は、減額に伴う返戻金を本件契約の保険料の払込みに充てることを了解していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、本件契約の保障内容について虚偽の説明を行ったとは認められないこと、また、募集人が無断で本件契約の保険料の払込手続を行う不適切な勧誘行為があったとは認められないこと、およびそのために契約者または配偶者が錯誤に陥ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。